## 第4　タイプ別特定共同住宅等の概要

１　二方向避難型特定共同住宅等

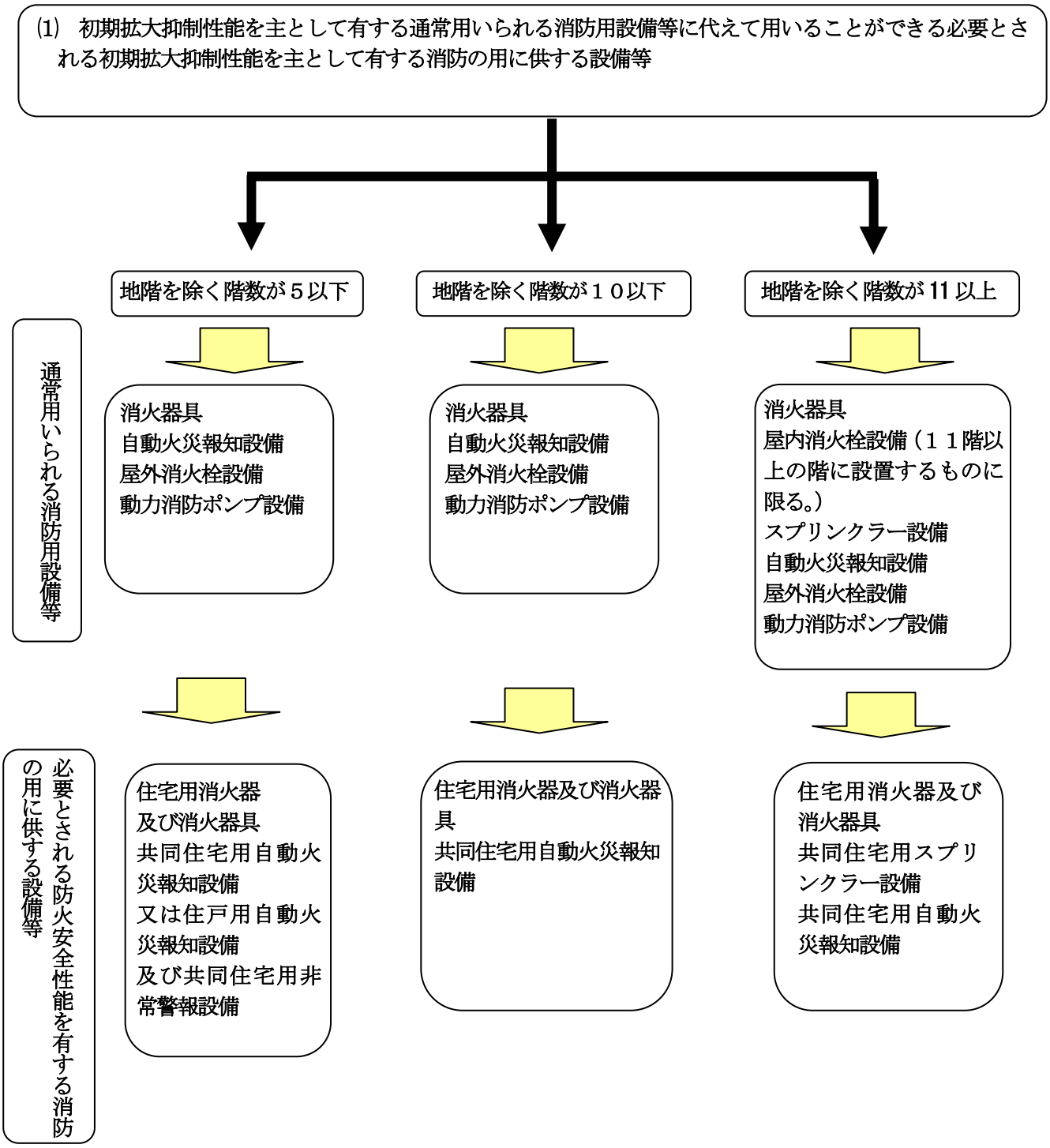

ア　必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準

（ア）消火器具

| | |
|---|---|
| 設置場所 | 住宅用消火器　：　住戸、共用室、管理人室ごと<br>消火器具　：　共用部分及び倉庫、機械室等 |
| 設置基準 | 階ごとに当該共用部分などの各部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が２０ｍ以下とし、その他、令、規則における技術上の基準の例により設けること。 |
| 免除される場所 | 特定共同住宅等の廊下、階段室等のうち住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分 |

（イ）共同住宅用スプリンクラー設備

| | |
|---|---|
| 設置範囲 | 特定共同住宅等の１１階以上の階 |
| 設置基準 | ヘッド　：　住戸、共用室及び管理人室の居室及び収納室（室の面積が４㎡以上のもの。以下同じ）<br>その他　：　規則第１３条の第４項第１号（イただし書、ホ及びトを除く。）及び第１４条第１項第７号の例に基づき設けること |
| 水源水量 | ４㎥以上 |
| 放水性能 | ４個のヘッドを同時に使用した場合　０．１ＭＰａ以上、５０ℓ以上 |
| 非常電源・送水口 | 規則の規定の例による。 |
| その他 | 消防庁長官が定める技術上の基準に適合すること。 |

（ウ）共同住宅用自動火災報知設備

| | |
|---|---|
| 警戒区域 | 防火対象物の２の階にわたらないこと。（消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合する場合を除く。） |
| 警戒区域の面積 | 面積：１５００㎡以下とし、一辺の長さは、５０ｍ以下（緩和措置あり） |
| 感知器 | 設置場所：①住戸、共用室及び管理人室の居室及び収納室　②倉庫（室の面積が４㎡以上のものをいう。以下同じ）、機械室その他これらに類する室　③直接外気に開放されていない共用部分 |
| 設置の免除 | 住戸、共用室及び管理人室に住宅用スプリンクラー設備を技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 |
| その他 | 消防庁長官が定める技術上の基準に適合するもの。 |

（エ）住戸用自動火災報知設備

| | |
|---|---|
| 設置場所 | 住戸等及び共用部分 |
| 警戒区域 | 共同住宅用自動火災報知設備による。 |
| 感知器 | 共同住宅用自動火災報知設備による。 |
| その他 | 消防庁長官が定める技術上の基準に適合するもの。 |

（オ）共同住宅用非警報設備

| | |
|---|---|
| 設置場所 | 直接外気に開放されていない共用部分以外の共用部分に設置 |
| その他 | 消防庁長官が定める技術上の基準に適合するもの。 |

⑵　避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等

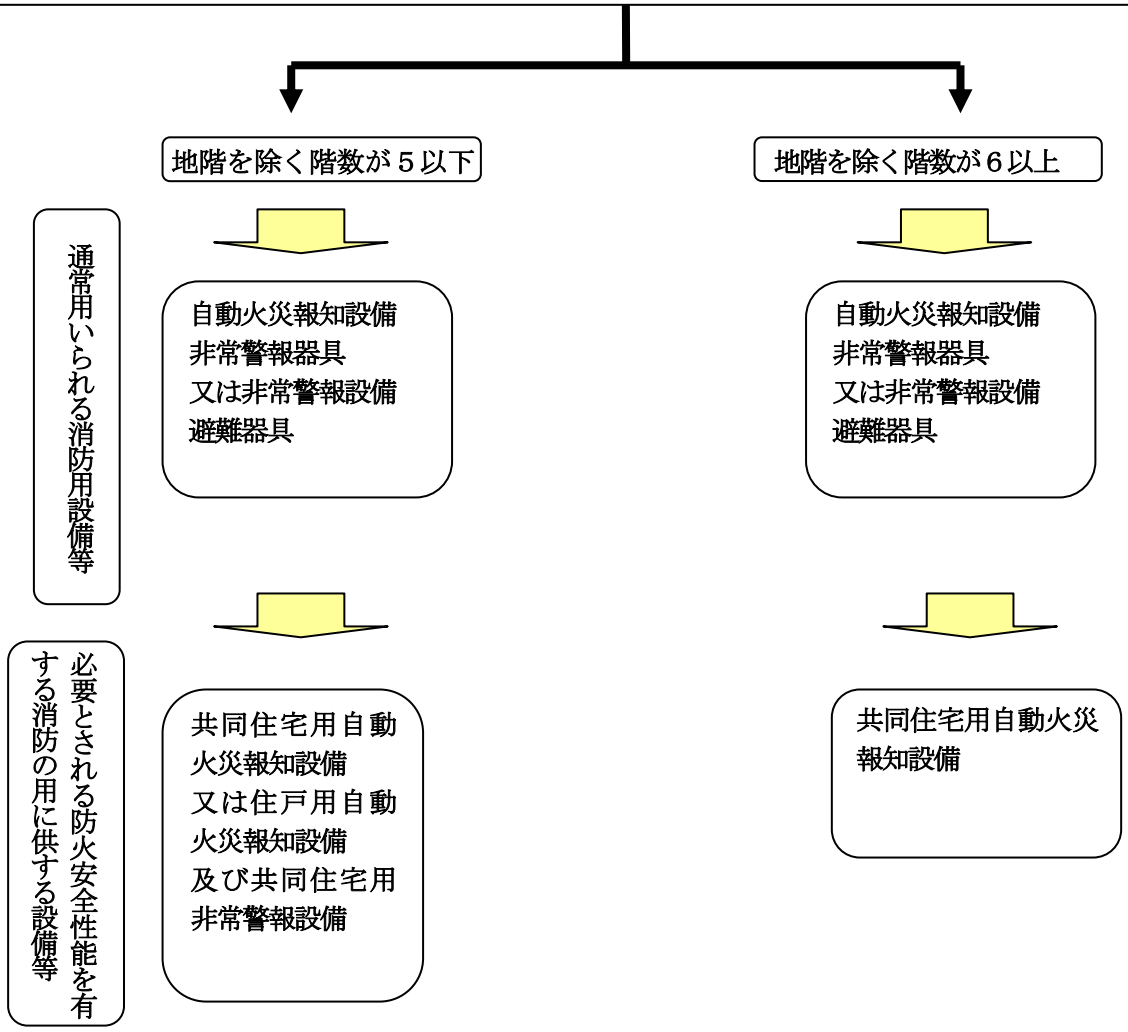

ア　必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

（ア）　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

| | |
|---|---|
| 技術基準 | 前（1）、ア、（ウ）、（エ）及び（オ）を準用すること。なお、必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等として設置した場合は、必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等を設置したものとみなす。 |
| 設置免除 | 住戸、共用室及び管理人室に共同住宅用スプリンクラー設備を前（1）、ア、（イ）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときに限り、当該設備の有効範囲内の部分について、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備を設置しないことができる。 |

（3）　必要とされる消防活動支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

ア　共同住宅用連結送水管

| | |
|---|---|
| 放水口の設置場所 | 階段室又は非常エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所 |
| 放水口の設置階 | ３階及び当該階から上方に数えた階数３以内ごと、かつ、一の放水口に至る歩行距離が５０m以下 |

イ　共同住宅用非常コンセント設備

| | |
|---|---|
| 設置場所 | 階段室又は非常エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所 |
| 設置階 | １１階及び当該階から上方に数えた階数３以内ごと、かつ、一の非常コンセントに至る歩行距離が５０m以下 |

２　開放型特定共同住宅等

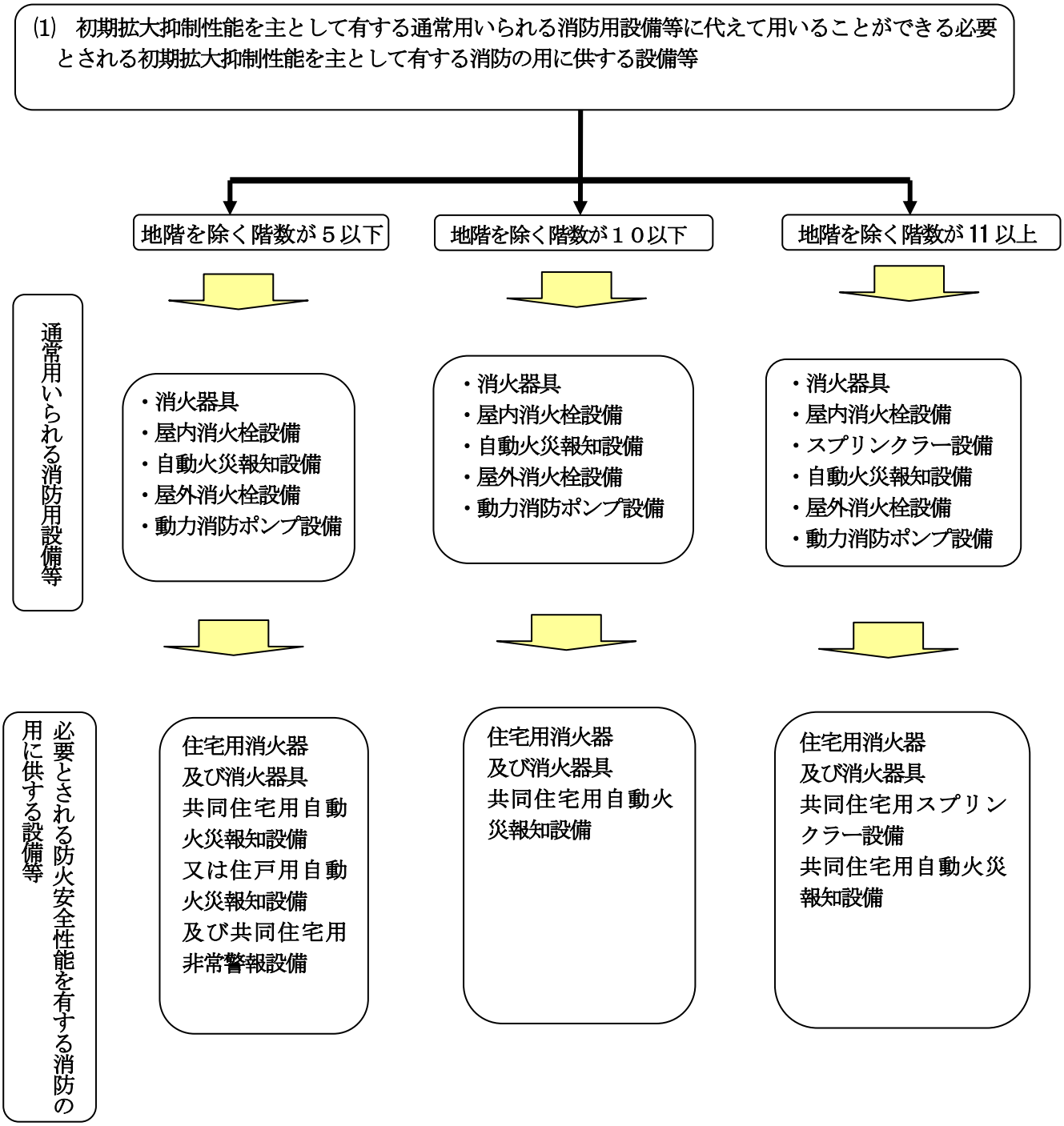

ア　必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準

（ア）　消火器具

| | |
|---|---|
| 技術上の基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（1）、ア、（ア）を準用すること。 |

（イ）共同住宅スプリンクラー設備

| | |
|---|---|
| 技術上の基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（1）、ア、（イ）を準用すること。 |
| 設置免除の条件 | ①免除される部分　１１階以上１４階以下の部分<br>②１１階以上１４階以下の部分に存する住戸、共用室及び管理人室<br>内装仕上げ　壁及び天井の室内に面する部分を準不燃材料<br>③１１階以上１４階以下に存する共用室<br>開口部の構造　特定防火設備である防火戸（防火シャッター不可、常時閉鎖、または煙感知器連動閉鎖）<br>開口部の大きさ　開口部の合計が８㎡以下であり、かつ、一の開口部面積４㎡以下 |

（ウ）共同住宅用自動火災報知設備

| | |
|---|---|
| 技術上の基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（1）、ア（ウ）を準用すること。 |

（エ）住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

| | |
|---|---|
| 技術上の基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（1）、ア、（エ）及び（オ）を準用すること。 |

⑵　避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等

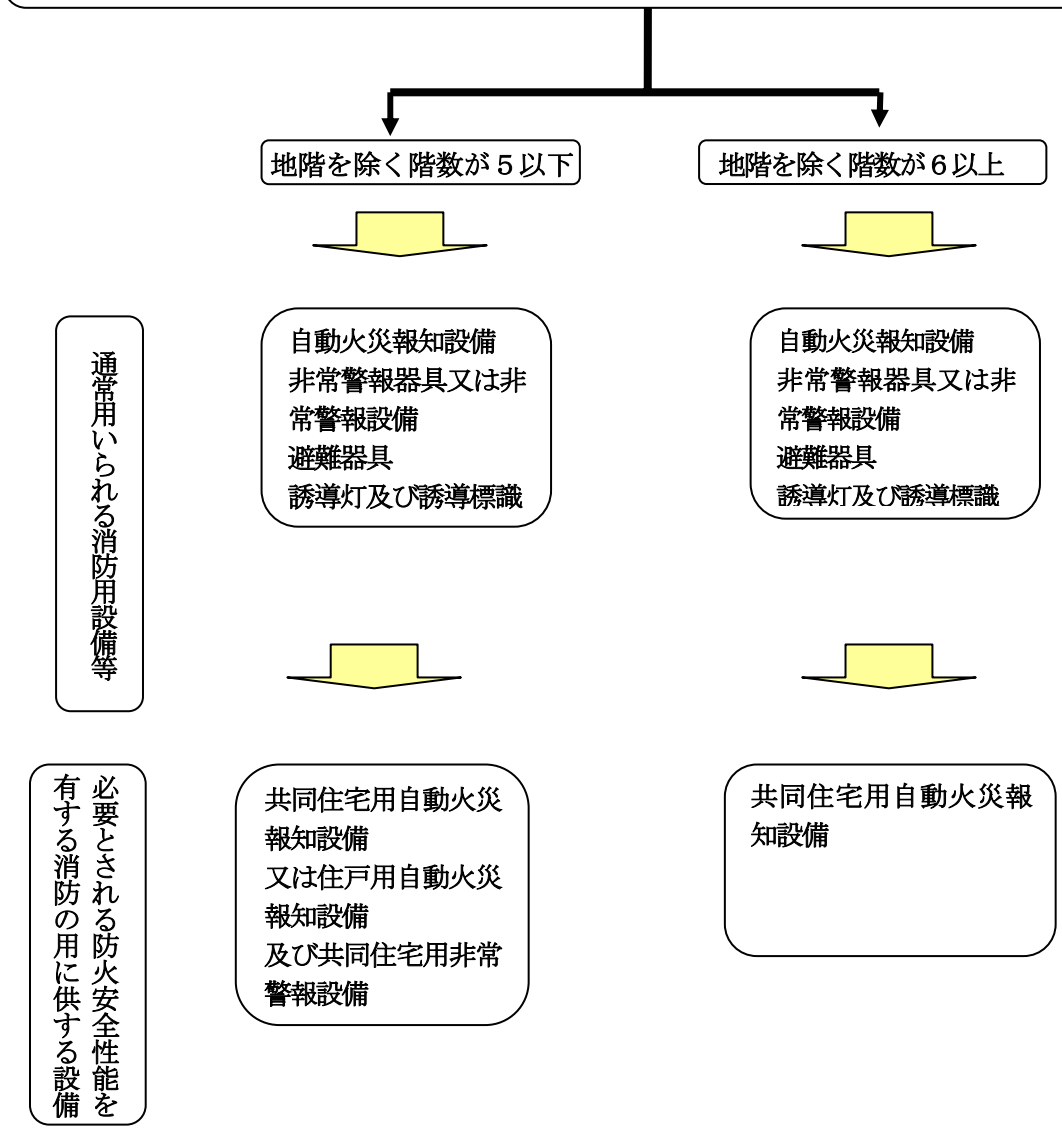


ア　必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

（ア）　共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

| | |
|---|---|
| 技術基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（2）、アを準用すること。 |

（3）必要とされる消防活動支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

共同住宅用連結送水管、共同住宅用非常コンセント設備

| | |
|---|---|
| 技術基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（3）を準用すること。 |

３　二方向避難開放型特定共同住宅等

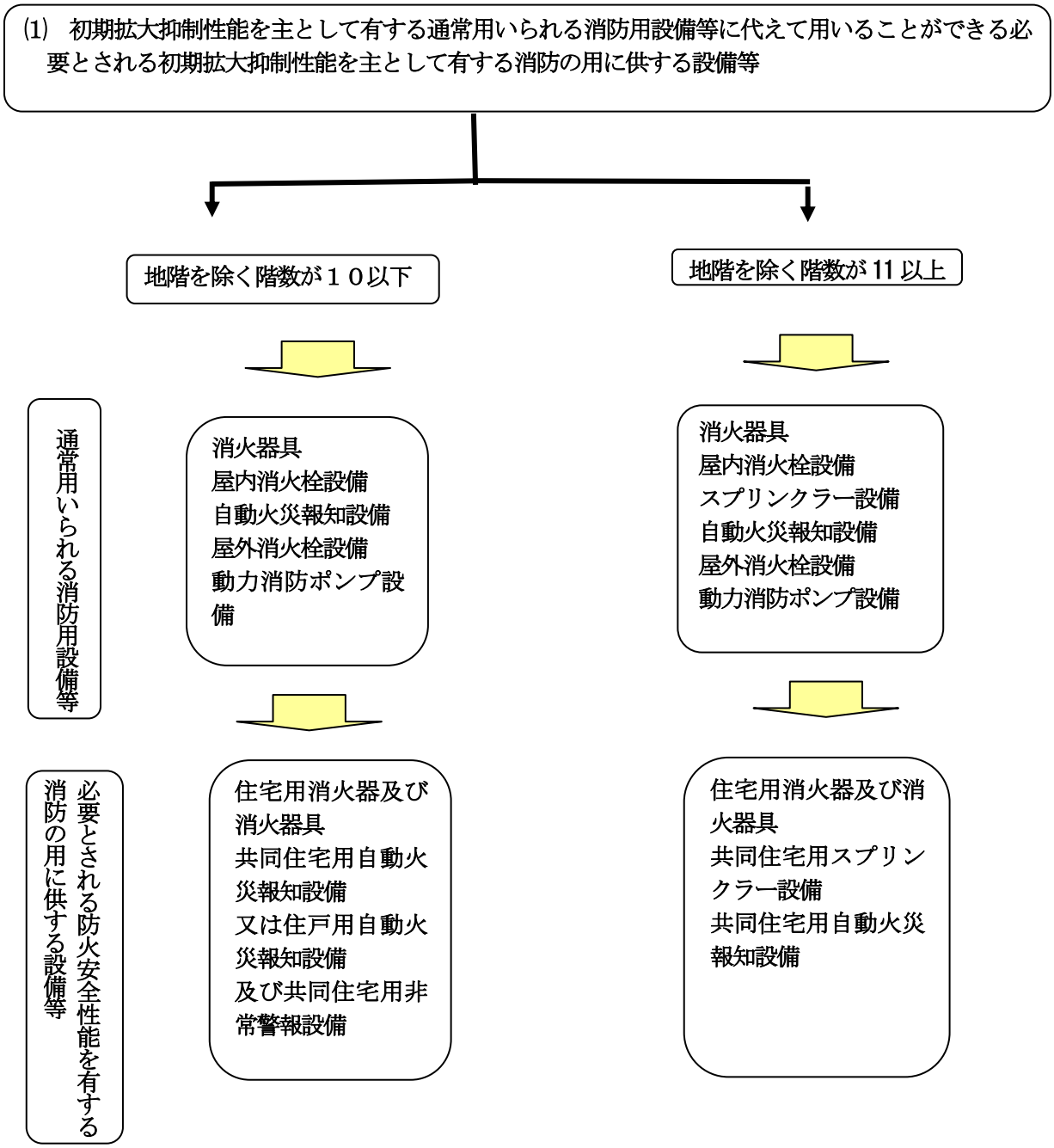

ア　必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準

（ア）　消火器具

| | |
|---|---|
| 技術上の基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（1）、ア、（ア）を準用すること。 |

（イ）　共同住宅スプリンクラー設備

| | |
|---|---|
| 技術上の基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（1）、ア、（イ）を準用すること。 |
| 設置免除の条件 | ①免除される部分　１１階以上の部分<br>②１１階以上の部分に存する住戸、共用室及び管理人室内装仕上げ　壁及び天井の室内に面する部分を準不燃材料<br>③１１階以上に存する共用室<br>開口部の構造　特定防火設備である防火戸<br>（①防火シャッター不可　②常時閉鎖、または煙感知器連動閉鎖）<br>開口部の大きさ　開口部の合計が８㎡以下であり、かつ、一の開口部面積４㎡以下 |

（ウ）　共同住宅用自動火災報知設備

| | |
|---|---|
| 技術上の基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（1）、ア、（ウ）を準用すること。 |

（ェ）住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

| | |
|---|---|
| 技術上の基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（1）、ア、（エ）及び（オ）を準用すること。 |

⑵　避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等

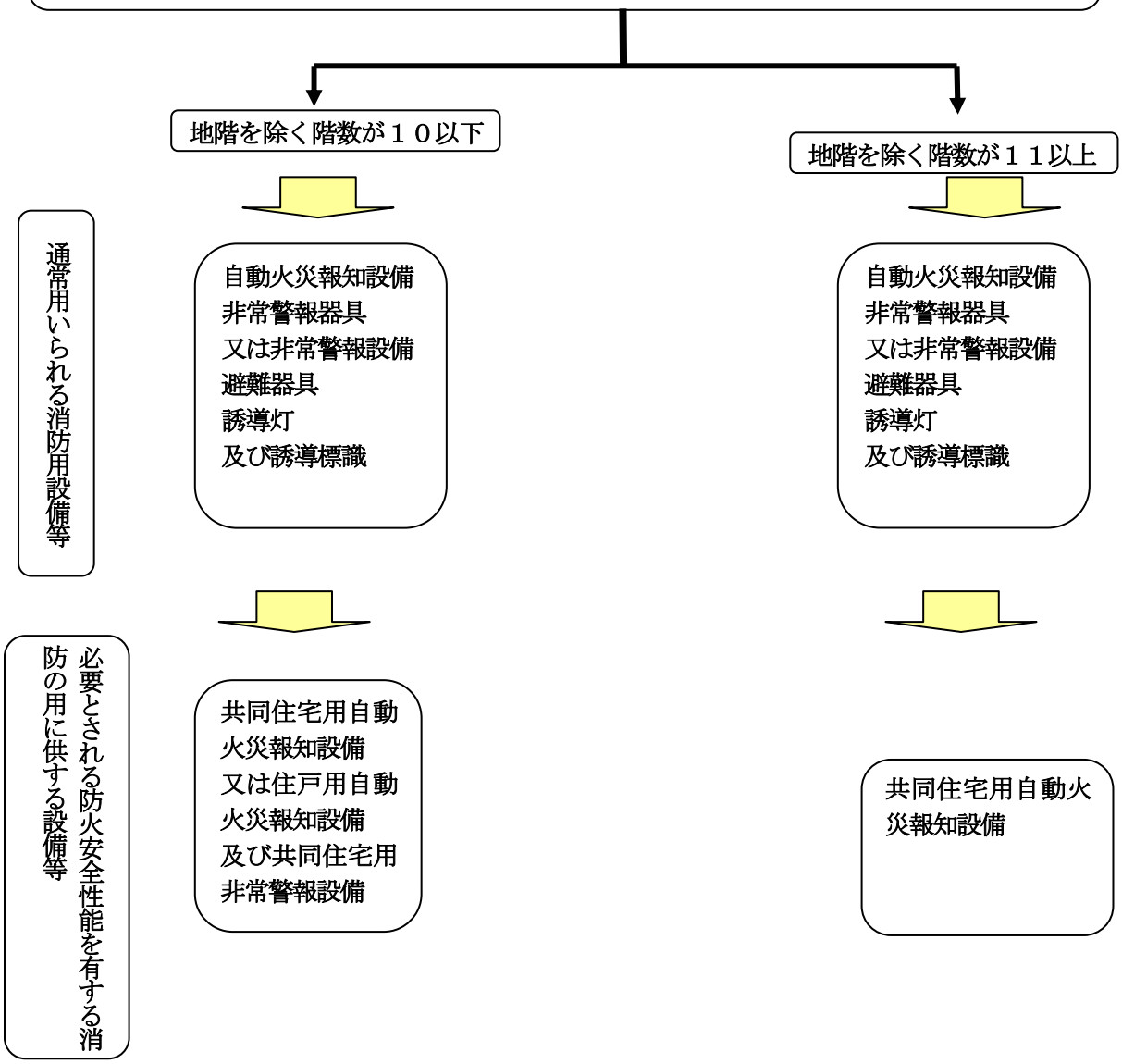


ア　必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

| |
|---|
| 二方向避難型特定共同住宅等（2）、アを準用すること。 |

⑶　必要とされる消防活動支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

共同住宅用連結送水管、共同住宅用非常コンセント設備

| | |
|---|---|
| 技術基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（3）を準用すること。 |

３　その他の特定共同住宅等

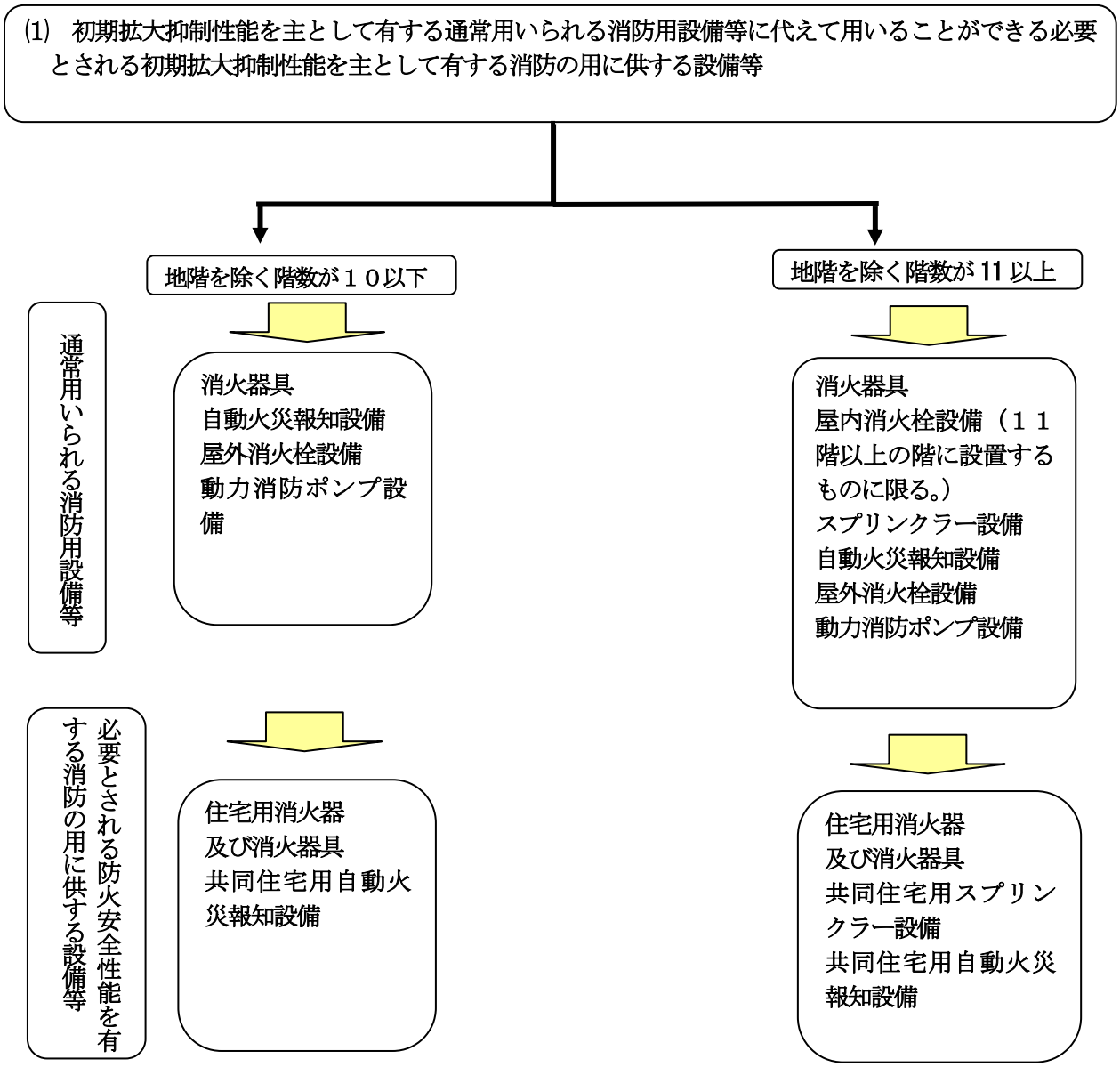


ア　必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等の設置及び維持に関する技術上の基準

（ア）　消火器具

| | |
|---|---|
| 技術上の基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（1）、ア、（ア）を準用すること。 |

（イ）　共同住宅スプリンクラー設備

| | |
|---|---|
| 技術上の基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（1）、ア、（イ）を準用すること。 |

（ウ）　共同住宅用自動火災報知設備

| | |
|---|---|
| 技術上の基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（1）、ア、（ウ）を準用すること。 |

⑵　避難安全支援性能を主として有する通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる避難安全支援性能を主として有する消防の用に供する設備等

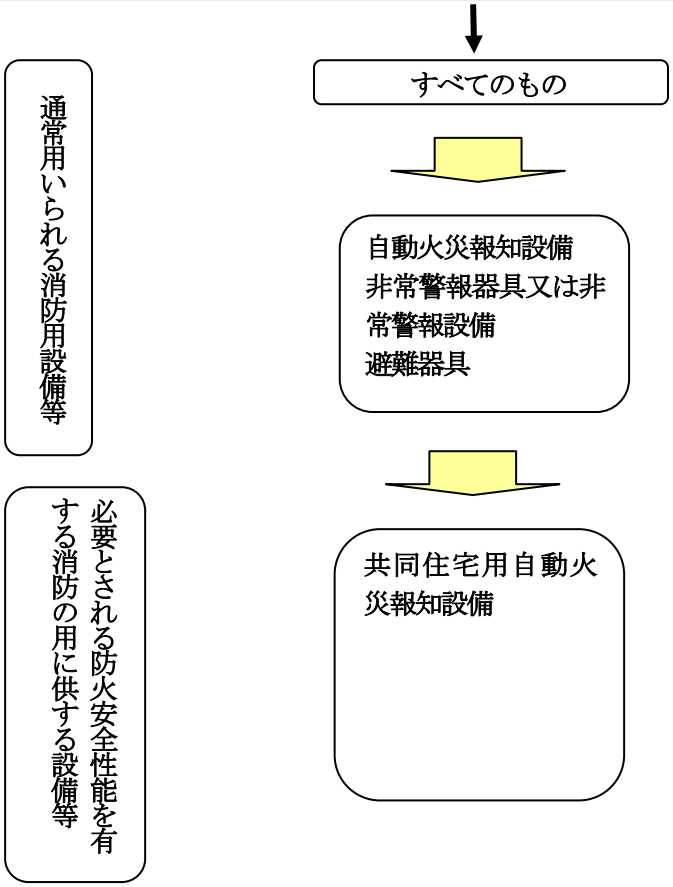


ア　必要とされる避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

| | |
|---|---|
| 技術基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（2）、アを準用すること。 |

⑶　必要とされる消防活動支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準

共同住宅用連結送水管、共同住宅用非常コンセント設備

| | |
|---|---|
| 技術基準 | 二方向避難型特定共同住宅等（3）を準用すること。 |